

写

2 消安第 5125 号  
令和 3 年 2 月 4 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### 外国語を母国語とする作業従事者への飼養衛生管理基準の周知徹底について

平素から家畜衛生行政の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

今般の高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生については、発生農場で行われた疫学調査において、畜舎出入口での作業着、長靴、手袋等の交換や、手指、長靴等の消毒といった基本的かつ重要な対策が不十分な事例を認めており、疾病発生予防のために改めて飼養衛生管理基準の遵守徹底を進める必要があります。

こうした基本的な対策を講じていない要因にはいくつか考えられますが、1 つには、作業従事者が実施すべき取組の内容を十分に理解していないことや具体的手順を正しく実施していないことが挙げられます。

このため、各農場においては、作業従事者が防疫作業の手順を確実に実践するよう、飼養衛生管理者の監督の下、今後義務化が予定されている飼養衛生管理マニュアルの作成等について、図、写真等を用いた形式での作成を進めるとともに、看板、ポスター等の設置により、防疫作業の手順の見える化に努めているところですが、その実施に当たっては、外国語を母国語とする作業従事者への情報伝達に配慮したものとなるよう指導をお願いいたします。

また、動物検疫所の旅客の携帯品検査で輸入が認められなかった外国産の肉製品において、鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の病原体の存在が多々確認されており、不正に我が国に持ち込まれた場合は、農場での疾病の発生リスクとなりますので、各農場において、輸入関係法令を遵守し、動物検疫を経ていない畜産物の持込み禁止について周知・徹底を図るよう、指導をお願いいたします。

これら指導に当たっては、農林水産省ウェブサイトにも多言語のリーフレット等を掲げていますので、改めて飼養衛生管理者に周知し、全作業従事者へ周知・徹底されるよう、お取り計らいをよろしく申し上げます。

#### 【農林水産省ウェブサイトの該当URL】

○ 飼養衛生管理基準の周知のためのポスター

(日本語・英語・中国語・韓国語での案内)

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/attach/pdf/index-16.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-16.pdf)



(日本語・英語・タイ語・ベトナム語での案内)

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/attach/pdf/index-17.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-17.pdf)



- 動物検疫関係（畜産物輸入関係）のリーフレット  
（日本語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-33.jpg>



（英語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/200418-15.pdf>



（中国、簡体語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/200418-32.pdf>



（韓国語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-43.jpg>



（ベトナム語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-27.jpg>



（多言語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>



- 動物検疫制度を説明するアニメーション  
（日本語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/comic/jp.html>



（中国、簡体語での案内）

<https://www.maff.go.jp/aqs/comic/cn.html>



（中国、繁体語での案内）

<https://www.maff.go.jp/aqs/comic/han.html>



（韓国での案内）

<https://www.maff.go.jp/aqs/comic/kr.html>



【参考：関係機関URL】

- 公益財団法人 国際人材協力機構（JITCO）

<https://www.jitco.or.jp/>

（※「ニュース・お知らせ」のうち、「注意喚起」のタブをご覧ください）



- 外国人技能実習機構（OTIT）

<https://www.otit.go.jp/>

